

離職介護人材再就職準備金の貸付けを希望される方へ（募集要項）

1 目的

この制度は、介護職として一定の知識及び経験を有し、介護職員等として再就職する方に対して再就職準備金を貸付し、再就職を容易にすることにより、介護人材の確保及び定着を支援することを目的とします。

2 貸付対象者

下記(1)～(5)の全てに該当する方が貸付対象となります。

- (1) 大分県内に住民登録している。
- (2) 介護職員等※（介護職員処遇改善加算の算定要件となる職種を指す）としての実務経験が一年以上（雇用期間が365日以上かつ業務従事日数が180日以上）ある。
- (3) 大分県福祉人材センターに氏名、住所等の届出を行っている（予定でも可）。
- (4) 介護福祉士または介護職員実務者研修または介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、ヘルパー1級、2級を含む）の修了資格を持っている。
- (5) 介護職員処遇改善加算を算定している施設・事業所に再就職する予定である。

※（平成28年度中に限り、平成28年4月以降に既に就職している方も遡って対象となります）

3 貸付額等

- (1) 貸付上限額20万円以内（1人あたり1回限り）
- (2) 貸付対象となる経費
 - ① 子どもの預け先を探す際の活動費
 - ② 介護にかかる情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
 - ③ 介護職員等としての業務に必要な靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や鞆等の被服費
 - ④ 敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - ⑤ 通勤用の自転車やバイク購入費 など

4 貸付申請書類

貸付申請時には下記書類を大分県福祉人材センターへご提出ください。

- (1) 届出書 <別紙1>
- (2) 再就職準備金利用計画書 <別紙2>
- (3) 再就職準備金貸付申請書 <第1号様式>
- (4) 再就職（内定・決定）証明書 <第2号様式>
- (5) 保有資格の取得証明書または修了証明書の写し
- (6) 離職した介護事業所等の実務経験証明書 <第3号様式>
- (7) 申請者及び連帯保証人の住民票謄本（3ヶ月以内のもの）
- (8) 連帯保証人の収入を証明する書類（所得証明書等、最新のもの）
- (9) 再就職準備金貸付申請に係る同意及び誓約書 <第4号様式>

(1)(2)は、再就職先を探している段階に提出 (3)～(9)は、再就職先が決定（内定）した段階に提出 ※上記2に該当する方で既に就職済みの方は(1)～(9)を提出
--

5 返還免除条件等

- (1) 介護職員等として大分県内等で2年間継続して従事すれば全額免除になります。
- (2) 未就労、他産業への転職等の場合は、貸付額の返還が必要です。

6 お問い合わせ

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 大分県福祉人材センター<貸付・登録係>
〒870-0161 大分市明野東3-4-1（大分県社会福祉介護研修センター1F）
TEL(097)578-7860 FAX(097)552-7002